

# みんなで支える 平成29年度 介護保険料



■問合せ 健康福祉課介護保険グループ ☎74-3001

65歳以上の人(第1号保険者)の平成29年度の介護保険料は、本人の前年の収入や世帯の住民税課税状況などにより算定し、次のとおりです。決定した保険料は7月中旬に通知します。通知書の内容は本人の保険料の納め方によって異なります。お手元に届いた通知書の内容を必ず確認してください。

- ①介護保険料は3年ごとに見直しを行っており、平成27年度から平成29年度の介護保険料は表のとおりとなっています。
- ②公的年金などから保険料を納めている人は、4月から納付が始まっていますが、仮算定・仮徴収の金額です。7月の保険料本算定に伴い、8月以降の保険料で調整を行います。

## 第6期(平成27年度~29年度)の 所得段階別の保険料

基準額 4,500円/月額

段階	対象者	月額 保険料	年額 保険料
第1段階	生活保護を受給している人		
	世帯全員が住民税非課税で、 高齢福祉年金を受けている人 前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	2,025円	24,300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円超120万円以下の人	2,834円	34,000円
第3段階	120万円超の人	3,375円	40,500円
第4段階	世帯の誰かが住民税が課税されていて、本人は非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円以下の人	3,734円	44,800円
第5段階	80万円超の人	4,500円	54,000円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の人	5,625円
第7段階		120万円以上190万円未満の人	5,850円
第8段階		190万円以上290万円未満の人	6,884円
第9段階		290万円以上の人	7,650円

●第1段階の月額保険料は本来月額2,250円ですが、負担軽減措置により国・道・町の公費を充てることで軽減されています。

## 保険料の納め方

保険料は65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)から納めます。年金から差し引かれる『特別徴収』と、納付書や口座振替で納める『普通徴収』があります。納め方は年金額などによって決められます。

### 特別徴収(年金から差し引かれます)

年金の定期支払い(年6回)のとき、年金からあらかじめ差し引かれます。特別徴収(年金天引き)を適用する手続きは、町と年金保険者の間で行いますので手続きの必要はありません。

特別徴収の対象となるのは、高齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

◎年額18万円以上の年金を受給している人が対象です。

### 普通徴収(納付書などで納めます)

7月中旬に送付する納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めていただきます。

◆保険料納付は口座振替が便利です。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。①保険料の納付書、②預金通帳、③印鑑(通帳届け出印)を持って指定の金融機関(伊達信用金庫、北海道銀行、とうや湖農協、いぶり噴火湾漁協、郵便局など)で申込みしてください。

### ◎普通徴収(納付書・口座振替)の対象となる人

- ◆年金が年額18万円未満の人
- ◆年金が年額18万円未満で、年度途中で保険料に変更があった人
- ◆年度途中で65歳になった人
- ◆年金が一時差し止めになった人
- ◆他の市町村から転入された人
- ◆年金担保の借入などがある人

## 介護保険料を滞納すると・・・

介護保険料を滞納すると介護保険法により滞納処分や給付制限措置(サービス提供の制限)が決められています。

### ①1年以上保険料を滞納した場合(保険給付の償還払い)

介護サービスの費用がいったん全額自己負担になり、申請によりサービス費用の9割(一定以上所得がある人は8割)が払い戻される「償還払い」になります。

### ②1年6カ月以上滞納した場合(保険給付の一時差し止め)

1年以上滞納した場合と同様に、いったん全額自己負担になります。滞納している介護保険料が納付されるまで、申請しても保険給付(費用の9割または8割)が支払われない(差し止め)ことになります。

### ③2年以上滞納した場合

介護保険料は納期限から2年以上過ぎると、時効となり保険料を納めることができません。時効になった保険料の未納期間に応じて利用者負担が3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

★必要なときに必要な介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう★